

こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議設置要綱

平成26年 9 月18日制定

平成30年 8 月29日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

[市民部ダイバーシティ推進課]

(設置)

第1条 この要綱は、あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、多種多様な団体等が情報交換を行うことにより相互に連携を図り、女性の活躍の推進を加速することを目的とする「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成団体)

第2条 ネットワーク会議は次に掲げる団体又は機関（以下「団体等」）で構成する。

- (1) 女性活躍推進に取り組んでいる団体等。
- (2) 女性の就労支援に取り組んでいる団体等。
- (3) 地域の経済団体、教育、保健医療等の団体で女性の活躍推進に連携を必要とする団体等。
- (4) その他、市長が必要と認める団体等。

(登録要件)

第3条 団体等は、次に掲げる要件を満たすものとし、男女共同参画課へ登録申請を行うものとする。

- (1) 郡山市の市税等を滞納していないもの

- (2) 前条第1号及び第2号に該当する団体等の場合には、本店・支店等が郡山市内にあるもの

2 登録を希望する者は、こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議構成団体登録申請書（別記様式）（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

3 申請書を受理したときは、第1項に規定する要件の確認を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

4 団体等が次に掲げる要件に該当した場合は、登録の解除を行うものとする。

- (1) 団体等から登録解除の申出があった場合
- (2) 第1項の要件を欠くに至った場合

(事業)

第4条 ネットワーク会議は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 女性活躍推進についての連絡調整会議の開催に関すること。
- (2) 女性活躍推進についての関係機関、団体等相互の情報交換に関すること。
- (3) その他女性活躍推進に関すること。

(会議)

第5条 団体等は、第4条に規定する事務を遂行するための構成員を指定するものとする。

2 会議の座長は、男女共同参画課長をもって充てる。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

4 座長は、ネットワーク会議の運営に必要があると認めるときは、構成員以外の専門家等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、市民部ダイバーシティ推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。